

(目的)

第1条 この規則は、市民の利便を図り、し尿処理業務の円滑な運営を期するため、し尿くみ取券(以下「くみ取券」という。)の取扱所を設置し、これに必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱所)

第2条 市長は、くみ取券を取り扱わせるため取扱所を指定する。

2 市長は、取扱所を指定したときは、その旨を公示し、取扱所に所定の表示板を交付する。

3 取扱所においては、前項に規定する表示板を常に見易い所に掲げておかななければならない。

(くみ取券の交付)

第3条 くみ取券は、現金と引換えに取扱所に交付する。

2 前項に規定するくみ取券は、環境局美化部美化業務課、各支所及び各地域事務所(家島事務所を除く。)において交付する。

(くみ取券の種類)

第4条 取扱所において取り扱うくみ取券は、100円券とする。

(取扱手数料)

第5条 取扱手数料は、取扱所において取り扱ったくみ取券額面金額の合計額の100分の5に相当する額とする。

(取扱手数料の支払)

第6条 取扱手数料は、取扱所の請求により支払うものとする。

(雑則)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年11月1日から適用する。

附 則(昭和42年6月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月7日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年4月23日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日規則第9号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月26日規則第30号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成8年3月26日規則第37号)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月26日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年6月25日規則第43号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年6月24日規則第45号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月7日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に取扱所に交付されている50円券については、この規則による改正後のし尿くみ取券取扱所規則第4条の規定にかかわらず、取り扱うことができるものとする。